

平成28年8月

平成29年度

酒税制度に関する要望書

日本蒸留酒酒造組合

理事長 大宮 久

平成 29 年度税制改正要望項目（目次）

- 第1 比例逡減税率の適用範囲は、現状に留めていただきたい。
- 第2 ビール類と類似性を有しない発泡性酒類については、ビール類と区別して検討していただきたい。
- 第3 焼酎甲類（連続式蒸留しょうちゅう）の減税について検討していただきたい。
- 第4 合成清酒の減税について検討していただきたい。
- 第5 酒類の承認制度等の簡素合理化をしていただきたい。

酒税制度に関する要望書

第 1 比例逡減税率の適用範囲は、現状に留めていただきたい。

欧米諸国の規定では、ウイスキーはアルコール分40度以上、スピリッツはアルコール分37.5度以上でなければならないと定められています。一方、わが国の酒税制度では、ウイスキーもスピリッツもともに37度未満には原則として比例逡減税率を適用しない（度数に比例して税額を下げない）こととされており、これにより国際的な整合性が保たれています。

仮に、アルコール分37度未満のウイスキー及びスピリッツにも比例逡減税率の適用を拡大した場合には、欧米諸国では存在し得ない低いアルコール度数のウイスキー及びスピリッツが、低い税額の適用を受けて低価格で商品化されることとなります。

このことは輸入品を不当な競争条件下に置くことになるため、諸外国から「国産品保護」や「貿易障壁」等といった非難が発生し、新たな国際問題に発展する公算が極めて強いと認められます。

ウイスキー及びスピリッツの最低アルコール度数

| 区 分 | E U | アメリカ | 日 本 |
|-------|--------|------|------|
| ウイスキー | 40 度 | 40 度 | 37 度 |
| スピリッツ | 37.5 度 | 40 度 | 37 度 |

※ 日本は、比例逡減税率が適用されるアルコール度数の下限值

第2 ビール類と類似性を有しない発泡性酒類については、 ビール類と区別して検討していただきたい。

平成28年度税制改正大綱では「類似する酒類間の税負担の公平性の観点等を踏まえ、同一分類に属する酒類間の税率格差を縮小・解消する方向で見直しを行う」と記されております。

見直しに際しては、発泡性酒類間の税率格差縮小も検討課題になるものと想定されます。仮に、税率格差縮小のため、その他の発泡性酒類に該当するビール類（いわゆる新ジャンル）を増税した場合、ビール類と類似性を有しない発泡性酒類までもが増税になるおそれがあります。

つきましては、ビール類と類似性を有しない発泡性酒類は、ビール類と区別して検討していただき、ビール類と類似性を有しないものまで増税される、いわゆる「巻き添え増税」が行われないよう強く要望いたします。

なお、ビール類の税率だけを上げ、ビール類と類似性を有しない発泡性酒類の税率を据え置くと、多量飲酒、未成年者飲酒につながるといった指摘もありますが、酒税が下がるのであれば商品の価格が安くなり多量飲酒等につながることもありえるかもしれませんが、酒税が据え置かれることで価格も変わらないのに多量飲酒等につながるという指摘は妥当でないと考えます。

第3 焼酎甲類（連続式蒸留しょうちゅう）の減税について 検討していただきたい。

焼酎甲類（連続式蒸留しょうちゅう）は、わが国において長年にわたって、身近な大衆酒として親しまれてきました。

しかし、焼酎甲類の現在の税率は、過去の度重なる増税により、大衆酒の域を超えた非常に高いものとなっております。

このような中で消費税が引き上げられますと、酒税との併課に伴う影響が極めて大きいものと認められますので、わが国の税負担の伝統的な考え方である応能負担の原則に立って、焼酎甲類の減税について検討していただきたい。

第4 合成清酒の減税について検討していただきたい。

合成清酒は、わが国において60年以上、その固有の味わい及び性質により、独自のカテゴリーとして消費者に愛飲されてきた大衆酒です。

しかるに、平成18年度税制改正において、酒類間の税率格差の縮小という名目のもとに、合成清酒の飲用実態等を考慮することなく、大幅な増税を強いられることとなりましたことは、大変遺憾であります。

このような中で消費税が引き上げられますと、酒税との併課に伴う影響が極めて大きいものと認められますので、市場規模も極めて小さな大衆酒である合成清酒については、消費者に過重な負担を強いることのないよう、減税を検討していただきたい。

第5 酒類の承認制度等の簡素合理化をしていただきたい。

酒類に関する承認、申告制度等手続きの簡素合理化をしていただきたい。

たとえば、「酒類やもろみに不可飲処置を施す場合の都度承認」等の規定を申告制又は届出制に移行する等、制度を簡素化していただきたい。

(参考資料) 国税庁公表資料「酒のしおり(平成28年3月)」より転載。

(5 酒税率一覧表)

付表1 主要酒類の酒税等負担率表

(平成27年12月現在)

| 品 目 | 区 分 | | 代表的なものの小売価格(税込み) ① | 酒 税 額 ② | 消費税額 ③ | 酒税等負担率 (②+③)/① |
|-------------------------|-------|--------|-----------------------|------------|-----------|-------------------|
| | 容 量 | アルコール分 | | | | |
| | ml | % | 円 | 円 | 円 | % |
| ビール | 633 | 5.0 | 355 | 139.26 | 26.30 | 46.6 |
| | 350 | 5.0 | 221 | 77.00 | 16.37 | 42.2 |
| 発 泡 酒 (麦芽比率25%未満のもの) | 350 | 5.5 | 164 | 46.99 | 12.15 | 36.1 |
| その他の醸造酒 (発泡性)① | 350 | 5.0 | 143 | 28.00 | 10.59 | 27.0 |
| リキュール (発泡性)① | 350 | 5.0 | 143 | 28.00 | 10.59 | 27.0 |
| 清 酒 | 1,800 | 15.0 | 2,017 | 216.00 | 149.41 | 18.1 |
| 果 実 酒 | 720 | 11.0 | 615 | 57.60 | 45.56 | 16.8 |
| 連続式蒸留しょうちゅう | 1,800 | 25.0 | 1,482 | 450.00 | 109.78 | 37.8 |
| 単式蒸留しょうちゅう | 1,800 | 25.0 | 1,844 | 450.00 | 136.59 | 31.8 |
| ウイスキー | 700 | 43.0 | 1,814 | 301.00 | 134.37 | 24.0 |

- (注) 1 清酒、果実酒、連続式蒸留しょうちゅう、単式蒸留しょうちゅう及びウイスキーの小売価格(税込)は、大手主要銘柄のメーカー参考小売価格を基に算出した。
また、ビール、発泡酒、その他の醸造酒及びリキュールはオープン価格であるため、大手コンビニエンスチェーンにおける代表的な小売価格を掲げた。
なお、ビール(633ml)には容器保証金(5円)が含まれている。
- 2 その他の醸造酒(発泡性)①及びリキュール(発泡性)①とは、ホップ又は財務省令で定める苦味料を原料の一部とした酒類で酒税法第23条第2項第3号イ又はロに該当するものをいう。
- 3 消費税率は8%で計算している。

付表2 酒税等の負担率の推移

(単位:%)

| 品 目 | 年 度 | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------|----------|------|---------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| | 昭和 45 | 55 | 平成 元 | 2 | 4 | 6 | 7 | 9 | 10 | 12 | 18 | 20 | 25 | 26~ |
| ビール (大びん:633ml) | 47.9 | 42.5 | 46.9 | 44.1 | 44.1 | 45.5 | 45.5 | 46.5 | 46.5 | 46.5 | 46.2 | 45.1 | 45.1 | 46.6 |
| 清 酒 (1.8ℓ) | 35.3 | 24.1 | 21.9 | 20.7 | 16.4 | 16.3 | 16.3 | 17.9 | 17.9 | 17.9 | 16.2 | 16.2 | 15.8 | 18.1 |
| 連続式蒸留しょうちゅう (25度、1.8ℓ) | 19.9 | 10.9 | 22.7 | 21.3 | 21.3 | 25.5 | 25.5 | 31.7 | 35.8 | 35.8 | 36.0 | 36.0 | 36.0 | 37.8 |
| 単式蒸留しょうちゅう (25度、1.8ℓ) | 12.9 | 7.2 | 14.3 | 13.5 | 13.5 | 17.0 | 17.0 | 23.9 | 27.9 | 32.0 | 32.1 | 29.9 | 29.9 | 31.8 |
| ウイスキー (43度、700ml) | 46.2 | 47.3 | 41.3 | 41.3 | 41.3 | 41.3 | 39.5 | 27.6 | 22.8 | 22.8 | 22.5 | 21.8 | 21.8 | 24.0 |

- (注) 1 平成元年度以降の酒税等の負担率は、消費税を含む。
2 ビールについては、容器保証金(5円)込み価格から算出した。
3 ウイスキーについては、平成7年度から平成20年度まではアルコール分「40度」で酒税等の負担率を計算している。